

独立行政法人福祉医療機構法等

1. 独立行政法人福祉医療機構法（抜粋）平成 14 年 12 月 13 日法律第 166 号

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 十 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。
- 2 前項第十号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。
- 3 機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。
- 5 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、心身障害者扶養保険資金（以下この条及び第三十三条第三号において「扶養保険資金」という。）を設け、前項に規定する生命保険契約に基づく保険金をもってこれに充てるものとする。

2. 独立行政法人福祉医療機構法施行令（抜粋）平成 15 年 9 月 3 日政令第 393 号

（心身障害者扶養共済制度の要件）

第七条 法第十二条第二項の政令で定める共済制度は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 精神又は身体に障害のある者（以下この条において「心身障害者」という。）を扶養する者を加入者とするものであること。
- 二 加入者が地方公共団体に掛金を納付するものであること。
- 三 地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を支給するものであること。
- 四 給付金は、加入者の死亡及び重度の障害を原因として支給されるものであること。
- 五 給付金は、心身障害者に対して支給されるものであること。
- 六 給付金は、心身障害者が死亡するまで定期に支給されるものであること。

3. 心身障害者扶養保険約款（抜粋） 昭和 45 年 1 月 31 日厚生省収児第 44 号の 4
（保険約款の趣旨）

第 1 条 この保険約款は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する保険約款であつて、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が法第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶養保険事業を実施するため地方公共団体と締結する保険契約（以下「保険契約」という。）は、この保険約款によって行います。

（年金給付保険金支払対象障害者の現況の届出）

第 2 3 条 保険契約者は、毎年 6 月末日までに、その事業年度の初日における年金給付保険金支払対象障害者の現況を記載した届書に当該年金給付保険金支払対象障害者の住民票の写しを添えて機構に提出して下さい。ただし、保険契約者が、年金給付保険金支払対象障害者の現況を、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 8 第 1 項第 2 号に基づき住民基本台帳法施行条例に規定する本人確認情報を利用することにより確認した場合は、その旨記載した届出を機構に提出することで、住民票の写しの添付は省略することができるものとします。

4. 心身障害者扶養共済制度条例準則（抜粋） 昭和 45 年 1 月 31 日児発第 40 号
（目的）

第 1 条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するため、〇〇県（都道府市）心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいなく不安の軽減を図ることを目的とする。

（機構との契約）

第 2 条 県（都道府市）は、この制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項の規定による保険約款に基づく保険契約（以下「心身障害者扶養保険契約」という。）を締結するものとする。

（支払の一時差止め）

第 12 条 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受給している年金管理者が、正当な理由がなくて、第 19 条第 4 項に規定する届出を提出しないときは、年金給付の支払を差し止めることができる。

（届出義務等）

第 19 条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、すみやかに、その旨を知事（市長）に届け出なければならない。

4 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届書を知事（市長）に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、知事（市長）の行う調査に協力しなければならない。